

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度		・ ・ ・ ・		法人名			
経営の改善に関する指導及び助言を受けた認定経営革新等支援機関等の名称		1					
事業種目		2					
資産区分	種類	3					
	設備の名称	4					
	取得年月日	5	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
	指定事業の用に供した年月日	6	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
取得価額	取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8					
	差引改定取得価額(7)－(8)	9					
法人税額の特別控除額の計算							
当期分	取得価額の合計額(9)の合計	10	円	前期繰越分	差引当期税額基準額残額(13)－(14)－(別表六(十二)「25」)－(別表六(二十二)「15」)	17	円
	税額控除限度額(10)× $\frac{7}{100}$	11			繰越税額控除限度超過額(23の計)	18	
	調整前法人税額(別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	12			同上のうち当期繰越税額控除可能額(17)と(18)のうち少ない金額)	19	
	当期税額基準額(12)× $\frac{20}{100}$ －(別表六(十二)「14」＋「20」)	13			調整前法人税額超過構成額(別表六(二十七)「7の㉑」)	20	
	当期税額控除可能額(11)と(13)のうち少ない金額)	14			当期繰越税額控除額(19)－(20)	21	
	調整前法人税額超過構成額(別表六(二十七)「7の㉑」)	15			法人税額の特別控除額(16)＋(21)	22	
	当期税額控除額(14)－(15)	16					
	翌期繰越税額控除限度超過額の計算						
事業年度又は連結事業年度		前期繰越額又は当期税額控除限度額		当期控除可能額		翌期繰越額(23)－(24)	
		23		24		25	
平・・ 平・・		円		円		外円	
平・・ 平・・							
計		(19)					
当期分		(11)		(14)		外	
合計							
設備の概要							

別表六(二十一)

平二十九・四・一以後終了事業年度分

御注意

資本金の額又は出資金の額が三千万円を超える法人(中小企業等協同組合等を除きます。以下「中小企業等協同組合等」といいます。)であつても、その発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、この制度の適用がありません。なお、資本金の額又は出資金の額が三千万円以下の法人(中小企業等協同組合等を除きます。以下「中小企業等協同組合等」といいます。)は、この制度の適用があります。御注意ください(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。)

別表六（二十一）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の12の3
第2項又は第3項《特定中小企業者等が経営改善設備を
取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受
ける場合に記載します。

なお、次に掲げる事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

- (1) 経営改善設備を事業の用に供した事業年度（供用年度）
 - (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある事業年度
- 2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額8」は、法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときに、その積み立て

た金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。

- 3 「翌期繰越額25」の各欄の外書には、措置法第42条の13《法人税の額から控除される特別控除額の特例》（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の4第1項《法人税の額から控除される特別控除額の特例》の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に、別表六(二十七)「7」又は別表六(二十七)付表「2」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。
- 4 「設備の概要」には、その設備が、経営改善設備に該当することの詳細を記載します。この場合、この欄の記載に代えてできるだけ「特別償却の償却限度額の計算に関する付表」の所要欄を記載し添付することとさせていただきます。

中 小 企 業 者 の 判 定									
発行済株式又は出資の総数又は総額		a		大株 規 模 式 法 数 人 等 の 保 有 明 細	順位	大 規 模 法 人 名		株式数又は出資金の額	
常 時 使 用 す る 従 業 員 の 数		b	人		1		g		
大 規 模 の 法 人 の 保 有 割 合 式 合	第 1 順位の株式数又は出資金の額	c					h		
	保 有 割 合 $\frac{c}{a}$	d	%				i		
	大規模法人合計の株式数又は出資金の額	e					j		
	保 有 割 合 $\frac{e}{a}$	f	%		計 (g) + (h) + (i) + (j)	k			

この表の各欄は、その経営改善設備を事業の用に供した日の現況により記載するほか、次によります。

1 「保有割合 d」が50%以上となる場合又は「保有割合 f」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、この法人税額の特別控除の規定の適用はありませんので、御注意ください。

2 「大規模法人の保有する株式数等の明細 g～k」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。